

(様式6)

判断基準が法令の定めにより言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準 (不利益処分関係)

資料番号	19	担当課	健康増進課		
法令名	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	根拠条項	第50条第1項	不利益処分の種類	新感染症に係る建物への立入制限その他の措置(第32条、第33条の準用)
<p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年10月2日法律第114号)</p> <p>(新感染症に係る消毒その他の措置)</p> <p>第50条 都道府県知事は、新感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため必要があると認めるときは、当該新感染症を一類感染症とみなして、第26条の3第1項及び第3項、第26条の4第1項及び第3項、第27条から第33条まで並びに第35条第1項に規定する措置の全部又は一部を実施し、又は当該職員に実施させることができる。</p> <p>2～5 (省略)</p> <p>6 第36条第4項の規定は、第1項の規定により都道府県知事が第32条又は第33条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合について準用する。</p> <p>7～13 (省略)</p> <p>(書面による通知)</p> <p>第36条</p> <p>1～3 (省略)</p> <p>4 都道府県知事は、第32条又は第33条に規定する措置を実施し、又は当該職員に実施させる場合には、適当な場所に当該措置を実施する旨及びその理由その他厚生労働省令で定める事項を掲示しなければならない。</p> <p>5 (省略)</p> <p>○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年12月28日号外厚生省令第99号)</p> <p>(書面により通知すべき事項)</p> <p>第19条</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 法第36条第4項に規定する厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none">一 当該措置の対象となる建物又は場所二 立入り又は交通の制限の措置にあつては、その期間及び制限の内容三 立入りの禁止又は交通の遮断の措置にあつては、その期間 <p>4 (省略)</p> <p>(新感染症に係る消毒その他の措置)</p> <p>第26条</p> <p>1～2 (省略)</p> <p>3 第19条第3項の規定は、法第50条第6項において法第36条第4項を準用する場合について準用する。</p> <p>4～5 (省略)</p>					